

九州教具株式会社 行動計画

男性社員が育児休業を取得できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和7年10月31日までの3年間

2. 内容

(目標) : 男性が子育てをしながら働くことが「普通のこと」と受け止められる

職場環境を醸成。

(対策) : 令和4年11月～ 男性の「産後パパ育休」「通常の育休」の

取得を推進。

令和5年11月～ 子育て中の社員を対象に両立支援の為の

説明を実施。

イクメン社員の育児休業体験談を社内へ

アナウンス。